



防災カフェ

避難行動要支援者名簿を知っていますか

災害対策基本法では、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するかたなどのうち、災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なかたを「避難行動要支援者」と位置づけしており、平成25年6月に改正された災害対策基本法では、このような避難行動要支援者の避難支援、安否確認、災害からの生命・身体の保護などを行うための基礎とする名簿を市町村が作成するよう義務付けをし、この名簿を「避難行動要支援者名簿」と呼んでいます。

芦別市においても、避難行動要支援者名簿を作成し、定期的に更新作業を行っており、いざというときに円滑かつ迅速な避難支援等が行えるよう、避難行動要支援者本人（家族・代理含む）に同意を得たうえで、日頃からの見守りや災害時等に必要な情報の伝達、一緒に避難を行うなどの支援をしていただけるかた（避難支援者といい、警察や消防機関、町内会、民生委員児童委員協議会等の

かたで、避難支援者本人や家族の安全確保を第一に、可能な範囲で支援を行います。）との間で、個人情報取り扱いに関する協定を締結し、避難行動要支援者の情報を共有しています。

近年、大きな地震をはじめ、集中豪雨や台風などによる風水害や土砂災害が日本各地で発生しています。このような災害時においては、犠牲者の多くを避難行動要支援者が占めています。災害による被害を未然に防止し、最小限にするためには「自助」「共助」「公助」の連携を最大限に発揮することが重要です。そのため市では現在、名簿の更新のため、避難行動要支援者のかたから同意をいただく手続きを進めています。自分自身やご家族の身を守るため、名簿登録への同意についてご理解ご協力をお願いいたします。



●詳細 危機対策係 ☎27-7058

緊急地震速報受信時の行動訓練の実施について



令和3年度第2回緊急地震速報訓練が行われるのに伴い、緊急地震速報を受信した際に、地震の揺れから身を守る行動訓練を次のとおり行ないます。

この訓練は、地震防災訓練アプリを利用して行いますので、実際の緊急地震速報と同様のブザーが流れますのでご注意ください。

○実施日時 11月5日(金)午前10時00分
○実施場所 市総合庁舎、こどもセンターつばさ、総合福祉センター、市民会館・青年センター、図書館、市立芦別病院 ※地震防災訓練アプリを利用すれば、実施場所以外でも参加できます。利用方法は、ホームページをご確認ください。

○ホームページ <https://www.city.ashibetsu.hokkaido.jp/docs/9282.html>

●詳細 危機対策係 ☎27-7058

ご家庭でのストーブ火災にご注意を

寒さが本格化するこれからの季節は、ストーブ等の暖房機器を使用する機会が増え、ストーブによる火災が増加します。

電気ストーブは、裸火を使っていない安心感や、給油等の手間がかからないことから、使用者の注意不足による火災が多く発生しています。また、石油ストーブ、石油ファンヒーター等による火災も多く発生していますので、対策を再確認し、火災を防ぎましょう。

■ストーブ火災を防ぐポイント

①ストーブの周りは、常に整理整頓をする②ストーブの近くでスプレーなどを使わない③給油をする際にはストーブを切る④カートリッジタンクの口金はきちんと閉める⑤布団、カーテン、ふすまなどの燃えやすい物のそばではストーブを使用しない⑥ストーブの近くに洗濯物などを干さない

●詳細 芦別消防署保安係 ☎22-3106

芦別消防団員を募集中

芦別消防団では、各地域で活躍する消防団員を募集しています。年齢満18歳以上で、本市に居住されている心身ともに健康なかたであれば性別を問わず入団できます（高等学校在学中のかたは入団できません）。

消防団員は、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛の精神に基づき、地域の防災リーダーとして幅広い活動を行っています。消火活動はもとより、地震、風水害、行方不明者の捜索等、さまざまな災害に出動し活躍しています。

地域住民の安全・安心のために重要な役割を担っている消防団に興味・関心のあるかたは、芦別消防署までお問い合わせください。

●詳細 芦別消防署庶務係 ☎22-3106